

第3回 国と地方TF 議事概要

1. 日時：平成19年4月13日（金）15:45～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室
3. 議題：経済産業省からのヒアリング及び意見交換
「工場立地の制限緩和」
「企業立地にあたって各種申請書類等の簡素化」
国土交通省からのヒアリング及び意見交換
「地域活性化に資する屋外広告掲示」
4. 出席者：【規制改革会議】
川上主査、小田原委員、米田委員
【経済産業省】
経済産業政策局 地域経済産業政策課長 横田 俊之
経済産業政策局 地域経済産業政策課長補佐 実国 慎一
【国土交通省】
道路局路政課 道路利用調整室長 木下 茂

（経済産業省関係者入室）

川上主査 本日は、年度初めのお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。国と地方タスクフォースということでのヒアリングを行いたいと思います。

1つは、工場立地の制限緩和という点。それから、企業立地に当たって各種申請書類等の簡素化ということで、2点の件についていろいろお伺いしたいと思います。今回のこのヒアリングに関しましては、ホームページ上に公開されますので、ひとつその旨お含みおきいただきたいと思います。

時間的には、一応40分ほど取っていますので、最初の約20分ぐらいで質問についての御説明をいただいて、あと、質疑応答という予定でお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

横田課長 はい、結構です。

川上主査 では、早速ですが、よろしく申し上げます。

横田課長 では、早速、お手元の資料で御説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして1ページ目ですけれども、恐らく、工場立地法の概要などを説明する必要もないとは思いますが、この資料の3.にありますように、今、敷地面積9,000平米以上、または建築面積3,000平米以上の工場について、大きく敷地面積に対する生産施設の割合、それから、敷地面積における緑地面積等に関する規制を行っているというのが工場立地法であります。

3ページで、生産施設面積に関する規制についてですけれども、そもそもこうした規制

が導入されたのは昭和 48 年、約 40 年ぐらい前なんですけれども、当時は、非常に深刻な公害問題があったという中で、今のように大気汚染防止法とか水質汚濁防止法とか、環境規制がなかったということで、NOx、SOx等の排出量の大きさ等に注目して、ここに書いてあるように業種ごとに、例えば、コースク製造業とか、そういう排出量が多い業種については敷地面積に対する生産面積の割合を非常に厳しく制限する、例えば 15%とするということで周辺の環境との調和を保つということを目的にした規制であります。

4 ページが、もう一つの柱の緑地等に関する規制でありまして、こちらが工場とその周辺住宅の環境を考えた場合に、周辺の住宅で生活を行っている方からすると非常に威圧感があるとか、あるいは汚いとかというような状況があった中で、法制定当時には、全国一律敷地面積に対して緑地は 2 割持たなければいけない、それから環境施設としては 25%持たなければいけないということになっておりました。

これが 10 年前、平成 9 年に、少し地域の実情に応じて、緑地面積の設定について幅を持たせたらどうかということで、地域準則制度というのが導入されていて、このページの下に、1、2、3 と 3 種類ありますけれども、例えば、住居、商業等に供されている区域については、緑地は全国一律 25%という基準なんですけれども、それを少し広げて、例えばむしろ緑地面積の規制を強化して 30%とかという数字の設定をすることができるか、あるいは第 2 種区域、例えば、準工場地域みたいなところですけれども、そういうところについては地域の実情に応じて 20%を 15 に下げるとか、今は緑地の方で申し上げていますけれども、あるいはその幅を 25 に上げる、あるいは第 3 種区域になりますと、工業専用地域ということで、基本的に住宅等がないところで 10%から 20%ということで、緩和できるということを、都道府県または政令市が条例で定めることができるというような制度を導入したところであります。

ところが、なかなか都道府県または政令市で条例でと言っても、特定のエリアを指定してやらなければいけないというので、都道府県の中でいろいろな市町村がある中で、どうしてこの区域だけやるのかという調整が難しいということもあって、今までのところ 1 都 6 県 4 政令市でしか制定されていないという事情があります。

5 ページですけれども、こういったような状況もあって、地方からするとこの、 に書いてありますように、工場を少し敷地内で拡張したいんですけども、その緑地面積が確保できないから拡張できない。ただ、周辺というのは結構森林や農地だったりして、余り調和を保つべき住環境がないといったような地域もあって、構造改革特区等で、ここに書いているような自治体から規制緩和要望が出されていたということでもあります。これに対して 6 ページ目でありますけれども、昨日、衆議院本会議を通過しましたけれども、企業立地の促進を通じた地域の活性化を図るという法律案を今、国会で御審議いただいていますけれども、この中で、県と市町村が共同して計画をつくっていただき、国の同意があった場合には、市町村、これまでの地域準則は都道府県への権限委譲だったわけですけれども、このフレームワークを使って市町村に権限委譲をして、地域の実情に応じた緑地規制

水準の設定ができる枠組みにするという制度にしています。

これは、産業構造審議会の地域経済産業分科会の下に構造立地法小委員会というところがあって、そこでも議論されていたんですけどもなかなか環境保持、環境保全をする立場の方からすると、緑地の規制水準を下げるということに対する抵抗感があるわけですけども、一方で、工場立地法というのは、工場と工場周辺の住環境の調和のために工場の敷地内にどれだけ緑を確保するかという、非常に、環境といっても狭い範囲の環境のことしか注目していないものですから、委員の中には、もう少し都市計画的にどういうふうに緑を配置するかというような観点でやっていくべきではないかという御指摘もあって、それは、工場立地法の射程からすると、そういうところまで広げることについては無理があるわけですけども、今回、この企業立地促進の法案の中で、都道府県と市町村が合わせて、基本計画をつくるというときには、かなり広いエリアを念頭に置いた計画をつくっていくこととなります。その際、企業立地を進める上では、緑地の整備を含めた環境保全の取組みが非常に重要だということで、この計画の中にはそういう環境保全の取組みについても盛り込まれることが期待されているものですから、ある種、工場の建て換え円滑化なり、あるいは増設を円滑化するために局所的に緑地規制の緩和をするということで、地域の活力を維持しながら、もう少し広いエリアで人材確保を念頭に置いて、緑地を含めた環境保全の取組みをするということで、環境の調和を図るということで、言わば活力と環境の保全との両立が図れるような仕組みになるのではないかとということで、このフレームワークの中で、そういう規制緩和ができるような権限を市町村に委譲するという仕組みにしたところであります。

7ページですけども、具体的にどういう権限委譲をするかということで、ここについても勿論全く知らずに市町村に自由に緑地面積規制水準を決めていただくという権限委譲の仕方もあるんですけども、これも審議会の中で、ある程度国でどういう幅で、緑地規制水準を設定するかというガイドラインみたいなものを示した方がかえってやりやすいだろうということで、ここでは、甲、乙、丙という3つのカテゴリーに分けて、緑地規制水準の設定ができるということにしています。

甲というのは、先ほどの都道府県に落としている地域準則の第2種、準工場地域みたいなところでありまして、乙が第3種の工業専用地域みたいなところなんです。これは基本的に先ほどの地域準則と同じでありまして、今回、丙種ということで、工業専用地域であっても、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がないところについては、工場立地法の考えからすれば、工場と調和を保つべき住環境みたいなものがないということなので、もっと思い切った規制緩和ができるようすべきだということで、通常であれば20%というのが国の一律の基準ですけども、それを1%から10%の範囲内で緩和ができるということになっています。

ただ、これについても市町村の条例で、具体的な数字をお決めいただくというところは、都道府県に落としている地域準則と同じ考え方ということであります。これは今、進めて

います緑地規制水準に関する地方への権限委譲のフレームワークであります。

それが、実は工場立地法について8ページにありますように、昨年の3月からいろいろな検討をしてきておりまして、特に、第3回の昨年9月からは、工場立地法の在り方全体についての検討もスタートしています。とりあえず、事務局の方で工場立地法の見直しに関する論点整理ペーパーみたいなものを、この9月29日の第3回の審議会で御議論をいただき、その上で、どういう論点があるかということについてパブリック・コメントもして、その後、第4回、第5回、第6回辺りは、今申し上げたこの企業立地促進法にのっとった制度の在り方について、少し前倒しで御議論いただいておりますけれども、今年の3月から、第7回以降は、今日の午前中も、工場立地法小委員会はやっておったんですけれども、工場立地法に関していろいろな制度について御意見をお持ちの団体とか有識者からお話を伺いながら、見直しの議論をしているというところであります。

具体的にどういう点が論点になっているかということで、10ページ目をごらんいただきたいと思っておりますけれども、項目だけ簡単に申し上げますけれども、下の方の1.(1)「敷地面積規制の水準」というのがございます。先ほど、業種によって15%から40%ぐらいまで敷地面積に対する生産施設面積の規制があるということだったんですけれども、御説明したように、もともと大気汚染防止法とか水質汚濁防止法とか、そういう環境規制法規がない時代に導入した規制なので、ある意味、個別の環境規制法規ができた現時点では、もう役割が終わったのではないかという指摘があります。これは、平成16年1月に産構審のやはり工場立地法小委員会報告書においても指摘をされている点ですけれども、これを改めてどう考えるかとか、あるいは11ページ目の上の方ですけれども、今、工場のみ一律こういう規制をかけていますけれども、例えば、工場が撤退してしまったり、後で流通業が出てきたりしますと、あるいは倉庫になったりしますと、こういう生産施設面積とか緑地の規制がかからないものですから、そういうことのバランスをどう考えるかとか、(2)は、勿論、生産施設面積規制を全部撤廃するのではなく、仮に残す場合でも少し地域性を考慮すべきではないかという意見。

それから、今、緑地のほかに環境施設ということで、周辺の住民の住環境の改善につながるような屋外運動場とか広場とかといったものについても、その規制の対象になっているんですけれども、こういったものは企業の社会的責任みたいな取り組みの中でやられていることなので、国が規制するということは必要なのではないかと。

11ページの一番下の既存工場というところなんですけれども、これはちょっと説明を省きましたけれども、48年改正で49年からこの規制が施行されているんですけれども、まだかなり規制導入前に建った工場というのが全国にございます。そうしますと、例えば、緑地面積にしても、生産敷地面積にしても、この規制に合致していなくても、一応経過措置で認められているんですけれども、建て替えるときには、いまの規制に合致しなくてはいけないということで、かなりぼろぼろになって建て替えたいんだけれども、建て替えると規制にミートしなければいけないと、とても十分な生産施設面積が取れないということで、

建て替えるに建て替えられないという問題があります。敷地面積規制を撤廃して、それから緑地面積などについてもかなり市町村に権限委譲していますから、柔軟にすれば問題は解決はすると考えられますが、そういった手当以外に何か既存工場対策みたいなことを講ずる必要があるかどうか。

12ページ目の(5)でありますけれども、現在、製造業、それから電気・ガス・熱供給業が対象になっておりますけれども、こういった対象範囲をどうするか、具体的には、たとえば風力発電みたいなものについても除くべきではないかということも、工場立地法小委員会の中で議論になっています。

それから、事務委任の考え方ですけれども、今、主として都道府県の方に事務の委任をしていますけれどももう少し実態に明るい市町村に事務の委譲をすることについてどう考えるのかとか、それから、12ページの一冊下ですけれども、緑地の面積の設定などについて、市町村に移譲。これは今申し上げた企業立地促進法の中で、既に具体化されているところでありますけれども、その際、(3)にありますような市町村がどのような事務を担うかといった話とか、あるいは3.制度そのものの枠組みとして、今、面積規制でやっておりますけれども、今日の午前中の立地法小委員会でも指摘がありましたけれども、こういうハードな規制はなくして、緑地面積あるいは敷地面積等についての情報開示を企業にさせることによって、主体的な取り組みを促すとか、その辺はいろいろな規制の仕方があるんだろうと、そういったことについても検討すべきできないかといった指摘が行われているところであります。

それ以外に、この論点メモについてパブリック・コメントをしましたところ、いろいろな指摘が更に寄せられていまして、今、緑地などにつきましても、工場の敷地内で持たなければいけないということで、これがなかなか隣の敷地を買いましたりできないと、敷地自体は広げられないので、なるべく既存の敷地を有効活用をするためには、こういう規制もクリアーをするためには、少し離れたところに緑地を確保することで代替できるのではないかと、飛び緑地とか飛び環境施設みたいなことも認めてほしいとか、あるいは立地の円滑化ということからすると、事前届出期間は今90日になっていますけれども、これを短縮すべきではないかと、あるいは今、緑地は面積だけ規制されているんですけれども、もう少し緑の質みたいなところを考慮すべきではないかとかいったような意見が寄せられているといったところであります。

これが工場立地法に関する主な論点でございます。それからもう一つ、企業立地に当たっての各種申請書類等の簡素化、これは米田先生からも産構審でも同じような御指摘をいただいているんですけれども、もう一枚、国内の企業立地に関する規制についての資料をお配りしておりますけれども、私どもの工場立地法以外にも、工場を建ち上げるときには、この用地取得から、建設、設備の設置、操業に関して、いろいろな規制があって、これもかなり大変だということでもあります。

今回の企業立地促進法の中では、この工場立地法に関する手当で、それから農地専用の

手続について農水省と連携するという枠組みになっておりますけれども、その他の問題については、今、関係6省庁の連絡会というのを中央で立ち上げていまして、それから、地方、全国10ブロックでも、関係省庁のブロックの連絡会を立ち上げようとしています。

それから、そこに企業立地のいろいろな手続に明るい常駐専門家を1ブロック2名ぐらいずつぐらい置きながら、具体的に企業立地をしていくときに、いろいろな規制が障害になってなかなか円滑に立地が進まないという自治体なり企業の御相談に応じようと、そして、いろいろなノウハウで解決できれば解決していただきますし、なかなか解決できないということであれば、ブロック連絡会から中央の連絡会に上げていただいて、本省ベースで少しやり取りをしながら、その辺も円滑化をしていきたいというふうに考えています。具体的に、申請書類の簡素化みたいな話についても、少しそういう枠組みで個別事案を積み上げながら、必要に応じていろいろな規制について簡素化ができるものがあれば我々としても、各省庁に働きかけをしていきたい、こんなふうに考えているということでございます。

ちょうど20分経ちましたので、御説明を終わらせていただきます。

川上主査 どうもありがとうございます。何か今のお話を伺うと、おおむね何かそういう方向に動いているなという感じがいたしますが、何点か、先ほどの各市町村に権限を移そうかということで、今まで第1種、第2種を、甲種、乙種、丙種と、これは何か定義があるんですか。この甲・乙・丙というのは、第2種が甲ですよと。

横田課長 そうです。

川上主査 第3種が乙になりますよと。

横田課長 そうです。

川上主査 それから、丙の中の建築物がない区域ということの定義というのは、どこら辺の範囲までを入れるかとか。何かこれの基準はおありですか。

横田課長 はい。今日の午前中の産構審でも、具体的な告示案をお配りしてそこで御説明をしておりましたけれども、例えば、福祉施設とか介護施設とか、具体的に基本的な考え方としては、工場専用地域の中で、そういう施設は一応建てることのできることになっているんですけれども、日常生活をそこで営むような施設がある場合には工場専用地域であっても、ある程度緑地を持つというような配慮は要るだろうと、そういうような日常生活を営むようなものがなければ、ある程度思い切った緑地規制の看板を下ろしてもいいだろうということで、済みません、具体的には。

川上主査 建築物がないこのエリアがどのぐらい離ればいいのかとか、そういう基準もあるんですか。

横田課長 都市計画法上の用途地域の定めがある地域とない地域とあるんですけれども、例えば、都市計画法で用途地域がある地域がある地域だとすれば、工場専用地域みたいなエリアがございますね。その工場専用地域の中で、かつ物品販売店舗とか図書館とか、診療所などの医療施設、それから、老人ホーム、保育所、そういったものがないような工場専用地域を一応丙種という定義にしています。

川上主査 あと、この市町村に権限委譲するということのレベルの基準のお話を伺いましたが、7ページ、これは具体的に、こういうことで今話が進んでいるということで理解してよろしいでしょうか。

横田課長 そうです。これが今法案になっていまして、先ほど申し上げましたように、昨日、衆議院本会議を通過しております。

川上主査 施行はいつごろからになりますか。

横田課長 5月中に施行したいと思っております。

川上主査 5月中に施行ということは、もう5月末には決定しますよと。

横田課長 そうですね。できるだけ4月中ぐらいにできれば法案を成立させていただきたいと思っておりますけども、あるいは連休明けになるかもしれませんけれども、なるべく成立後速やかなタイミングで施行をしたいと思っております。

川上主査 それでは、5月末ぐらいの施行はOKですよと、これが決まれば。

横田課長 そうですね。5月末施行できるように、今、法案は国会で審議中ですが、施行に向けた政省令とか、あるいは法律ができてこういう告示みたいなものがしっかりできていないと、実際制度が使えないものですから、並行してそういったものの準備もしているという状況であります。

川上主査 それはこちらをお願いしている緑地面積に関しては、これで満足しているということになりますね。これで十分カバーされていると。

あと、生産施設面積ですね。これの緩和ということも先ほどちょっと話は出ましたが、ただ、具体的でないですね。

横田課長 これは今年の夏ないし秋ぐらいまでにこの産業構造審議会の方の結論をまとめて、早ければ来年の通常国会に、更にまた工場立地法の改正法案みたいなものを出して、そこで措置していくといったようなことになります。

川上主査 具体的な案というのはありますか。例えば、今は10%から40%ですが、というものを簡単に言えば15%ぐらいから50%にします、60%ぐらいにしますと、そういうふうな案というのは何か。

横田課長 具体的な案はありませんけれども、一度、平成16年の1月に産構審の工場立地法検討小委員会で、生産施設面積率は撤廃も含めた抜本的な見直しを検討すべきというような報告書も出されていますので、そこはもう少し抜本的な見直しをしたいと思っております。

川上主査 撤廃というのは現実的にできますか。

横田課長 それは別に、できると思っておりますけれども。

川上主査 緑地面積を規定しながら生産施設面積は基準が何もないということは、何か矛盾するような感じがするんですけれども。

横田課長 それぞれやはり規制の目的が違うと思うんですけれども、緑地については何と言いますか、周辺に住んでいる住民にとって視覚的な観点からできている法律だと思

ますけれども、生産施設面積の規制についてはもともとそこから、工場の煙突からいろいろな煤煙が出ていて、SOx、NOxが出るとか、あるいは汚水が出るとか、一定の地域に環境負荷があるという中で、排出量が多いものについては少し余分に敷地を取って、周辺に余り影響を与えないようにしようということで、昭和48年に導入されているんですけども、さっき申し上げたように、それはそれぞれ煤煙については、例えば大気汚染防止法とか、汚水については汚水の方の法律とか、あるいは振動とか騒音とか、それぞれ環境法制で、そういったものに対する対処というのは個別にできていますので、そうすると、そもそもこの工場立地法によって守ろうとしていた環境負荷の抑制みたいなものは、ほかのもっと緻密な法律でもなされてしまっているのもう要らないのではないかというのが、平成16年1月の報告書だったんですね。これについてはまた、これは実は環境省にもオブザーバーで入っていただきながら、一緒に議論していますけれども、そういったところとも議論しながらやっていかななくてはいけないので、早急に撤廃することが妥当かどうかとは言いませんけれども、そういったことも含めて検討していくということになると思います。

川上主査 わかりました。先ほど建築基準法の建蔽率等の規制があるという話だったんですが、この立地法と大体重なっているわけですか。

横田課長 完全に重なっているわけではなくて、工場立地法の方は生産施設についての規制ですので、生産施設のほかに倉庫とか事務所とか、建築物であれば建築基準法の建蔽率規制を受けますけれども、工場立地法上は別に生産施設でない、そういう事務所とか倉庫とかは対象になりませんし、逆に、石油精製とか石油化学のコンビナートなどについては、いろいろなプラントみたいなものがありますけれども、あと、工場の敷地内をいろいろめぐっているパイプラインなどがありますけれども、こういったものは建築物ではないので、建築基準法の建蔽率規制は受けませんが、工場立地法上の生産施設、面積規制の対象にはなるということで、完全に一致しているわけではないんですけれども。

米田委員 どうもありがとうございます。今、もう既に法令が衆議院を通られているということで、更なる検討を続けられるということですが、生産施設面積率については、撤廃も含めた抜本的な見直しを行うということで確認させていただきました。

多くの要望が、規制改革会議の方には挙がっておりますので、よろしくお願ひします。緑地面積と環境施設面積につきましても、更なる緩和の方向に向かって検討されるのでしょうか。

横田課長 緑地につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、論点についてパブリック・コメントを行った際、あるいは有識者からもヒアリングをしていますけれども、これは緩和してほしいという企業サイドの要望もあれば、やはり周辺住民の方からすれば、やはり緑は重要だと、安易に緩和すべきではないといった意見が両方あって、この辺の調和をどう図っていくのかというのが非常に難しいところなんです。

したがって、今日の午前中の工場立地法検討小議会でも指摘があったんですけども、

そうは言ってもなかなか自分の工場の敷地内だけで、何か全部手当をしようというのは非常に難しいので、少し中で取れなければ。

米田委員 基本計画のところ。

横田課長 基本計画というよりは、基本計画の方でというのがありますけれども、工場立地法本体の方で、よく飛び緑地を認めてほしいという要望があるんですけども、工場の敷地からやや離れたところに、代替地的な緑地が確保できていれば、それを工場内の緑地に参入できるような、そういう手当をしてほしいとか、そういう要望が強いものですから、この辺も。

米田委員 飛び緑地につきましては、当会議にも要望は来ておりますので、是非前向きに積極的にお取り組みいただきたいと思っております。

最後に、4番目の質問をちょっと繰り返させていただきますけれども、今、多いときは50もの規制があり、皆さん規制をクリアーするのに大変苦労していると聞きます。各種申請手続に時間がかかり、今は企業立地も海外との競争になっておりますので、アジアでは早くて日本では遅いということが企業誘致の足かせになっているという要望が届いております。これにつきましては、今、御説明があったことに加えて、例えば、ワンストップ・サービス化を更に図るとか、いろいろな重複した書類をもっと一本化して出せるようにするとか、あとまた、本当にそれだけの申請書類が必要なのかという、簡素化に至るまで、できれば、経済産業省の方で、今、関係省庁の連絡会議も立ち上がったと言いますから、積極的に音頭を取って前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

横田課長 日本の立地環境の国際競争力を高めるというのが我々の仕事だと思っておりますので、是非、そういう御要望に応えられるようにやっていきたいと思っておりますし、規制改革会議の方に具体的な御要望が寄せられているのであれば、是非、我々の方にも情報提供いただいて、我々の仕事の種だと思っておりますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

米田委員 もう一つ、実は今市町村に多くの仕事が委任されておりますけれども、市町村の方がマンパワー不足といいますか、専門家不足というところがありまして、先ほど、各地域ブロックごとに専門家を2人置かれて派遣すると言われましたけれども、それは基本的によい方向だと思うんですが、もう少しその辺の専門家によるサポートを実際にも実効性のあるサポートとなるように拡充していったらほしいと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

横田課長 ブロックごとに配置する2名の専門家については、それぞれの、例えば、東北であれば仙台とか九州であれば福岡にいるわけですけども、ずっとそのオフィスに座っているというよりは、どんどん地域にでばって行って、それで御用聞きをするなり、サポートをするようなことができるように旅費等もしっかり確保したいと思っておりますのでそこはきめ細かくやっていきたいと考えています。

米田委員 もう一つ、今までは各県単位とか政令指定都市単位の施策を、市町村もでき

るようという地方分権を進められておりますが、多くの場合、企業立地のときは、複数市町村が一緒になって集まって企業立地を進めるという、いわゆる経済圏的な取り組みが多いと思います。しかし、必ずしも国の仕組みというのは、そういう複数市町村がまとまって申請するには、例えば国のいろいろな補助金制度というのが、それに対応していない部分があるんですけれども、それについては、何かよいお知恵とかございますか。

横田課長 今回は、先ほどの地域産業活性化企業立地促進法のフレームワークの中で、資料の6ページですけれども、複数市町村は連携をしながら、そういう取り組みをすることを推奨してしまっていて、見にくくて申し訳ないんですけれども、一番真ん中のところの色塗りがしてあるところに、計画の策定主体は、都道府県と市町村が連携しながら計画をつくっていただくんですけれども、そこで、核になる地域産業活性化協議会ということで、複数市町村それから都道府県、それに商工会みたいな経済団体も入っていただいて、そこを中心いろいろな取り組みをしていただこうと思っています。

それで、例えば、人材育成についての新規補助金みたいなものもつくっているんですけれども、補助金の交付先は協議会にしていまして、そうは言っても、協議会の事務局になるような法人格を持った産業支援センターとかということが事務局になるんでしょうけれども、極力、複数市町村が連携をして取り組みができるように協議会をつくり、その協議会に補助金などを出しながら、実際に有機的な取り組みができるような仕組みにしているというところであります。

米田委員 多くの国の補助金が現行の制度ですと、単独の市町村が申請者になるというふうな仕組みだったものですから、経産省の多くの補助金もそういう形だと思ったのですが、なるべく複数市町村が主体となっても、こういう協議会のようなものでいろいろな補助金の適用対象になるように、是非枠組みを広げていっていただきたいとも思っております。

横田課長 三位一体改革で、ほとんど市町村向けの補助金というのはもうなくなってしまったと思いますけれども、このスキームを核に、少しそういう複数市町村の取り組みを促すような施策を拡充していきたいと思っています。

川上主査 この、国により協議を促すということは、経産省の方でどういう措置をするということになるんですか。

横田課長 基本的に、経済産業省なんですけれども、今回、地域の方で自由に産業集積の形成を目指すようなことにしていまして、ですから、例えば、医薬品製造業の集積を目指すとかという場合には、経済産業省と医薬品を担当している厚生労働省とか、両所管の大臣のところにも御一緒で入っていただくとか、あるいは農地転用の迅速化みたいなことをやりたいという計画を出していただいた場合には、経済産業省のほかに農林水産大臣の同意も受けていただくとかということになっていきますけれども、これもワンストップでありますので、基本的に経済産業省といえますか、経済産業局に持ってきていただければ、我々の方で、これは厚生労働省も必要だったら厚生労働省の方に話をして同意を取ってき

ますし、そういう意味ではワンストップでやるような仕組みになっております。

川上主査 基本的には、市町村が要望を出せば、そのように基本的には動きますよと。

横田課長 そうです。

川上主査 その地域地域に合ったところで判断してくださいと、そういうふうに大体なりますよと、そうとらえていいですね。

横田課長 そうです。

川上主査 生産施設面積に関しては、撤廃も含めて今検討中ですよと。それから飛び地の方は難しい問題が、どこまで離れたときはとか、そういういろいろなクリアしなければならぬ問題がありますが、そういうことも今検討に入っていますと、そう考えたらいいんですか。

横田課長 はい。

川上主査 それでよろしいですか。では、今日は前向きの御発言どうもありがとうございます。では、改めて案文を事務局の方で出しますので、それについてまたお答えいただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

(国土交通省関係者入室)

川上主査 今日は年度初めの何かとお忙しい中、こちらにお越しいただきましてありがとうございます。

約 20 分を予定しておりますので、10 分程度でこちらからの要望に対しましてご説明いただいて、残りの 10 分で質疑応答という予定でお願いしたいと思います。

なお、今日の討議につきましては、ホームページ上で公開ということになりますので、その旨、ひとつよろしく申し上げます。

早速ですが、まず、説明の方よろしいでしょうか。

木下室長 国土交通省の木下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

「地域活性化に関する屋外広告掲示」ということですが、まず からですが、道路の占用の許可というのは、占用の目的、公益性、公共性、道路の構造・交通への支障等を、それぞれの道路管理者がその道路の状況に応じまして、個々に判断するといったものです。

そのため、個々の事情が異なりますので、一概に言えないところもあるんですけども、本件御提案のようなケースにつきましては、地域活性化等の観点から、弾力的な運用が適当な場合もあると考えております。

どのような場合が適当な場合かということにつきましては、また後で御説明いたしますけれども、基準を定めまして、それは地方道の道路管理者にも周知したいと考えております。次に に移りまして、既に許可を受けている広告物についての広告内容や広告主に変更が生じた場合の取り扱いですけれども、軽易な変更である場合には変更の許可も新た

な許可も要しませんということでございます。

具体的には下の方に政令を付けてございます。

続きまして の占用許可基準の検討状況でございますけれども、内容はまさにこれからの検討ということになりますけれども、占用主体、占用の場所、それから今回のケースですと、広告料収入の用途の枠組みと、実際に特定の企業の利益にならないかといった観点から、占用の許可基準といったものを、これは下の方に書いてありますけれども、平成 19 年度中には定めたいと考えております。

最後に ですが、今申し上げました 19 年度中に定めると言っております許可基準ですけれども、その内容はなるべく道路管理者が見ても、わかりやすいものにするように努めた上で、地方自治体の道路管理者にも勿論、周知するといったことを考えてございます。説明は簡単でございますけれども、私からは以上でございます。

川上主査 ありがとうございます。

では、こちらからの質問ということで、まず、こちらから 4 つ要望を出していますね。

米田委員 ありがとうございます。こちらで出しました要望の主たるものでございます。ガイドラインを示していただきたいということについては、平成 19 年度中にガイドラインを作成するという確認をさせていただきました。

木下室長 ガイドラインが許可基準かは別ですけれども、おっしゃっている内容は、道路管理者なり申請者なりがよくわかって、物事が進めばいいんだと思うんですけれども、そういう趣旨を踏まえて、よくわかりやすいような、私どもの言うところの占用許可基準といったものをつくれれば、それは多分意を体しているのではないかと思います。

米田委員 実は、中身について具体的にもう少し教えていただきたいと思っております。

例えば、今の広告の出し方でしたら、ここにあります例のように、公共広告のスペースに 7 割ぐらいのスペースを取って、その下に 3 割ぐらいの企業広告みたいなことが行われる場合があります。こういった割合をなくして、いわゆる商業広告のみの広告でもよしとするという方向でしょうか。

木下室長 今のところ、私どもでやっていますのは、施設整備に当てるもの、例えば、消火栓の標識がよくございますけれども、消火栓の標識の設置や維持管理に当てるための費用を広告料収入で賄うために、その一部に広告を付けるといったのがよくあるんですけれども、今おっしゃっているような、全面、広告だけというものについての検討というのは、しておりません。これからの話になります。

それから、うちだけの話ではなくて、屋外広告物条例とかそちらの方の話にもなりますので、私どもだけの検討では足りなくなるかもしれません。

米田委員 こちらの方に、規制改革要望できておりますのは、こういった例えばまちづくりのために寄与する、まちづくりを応援するような企業広告です。その広告収入がいわゆるまちづくり活動ですとか、NPO 活動に当てられるということで、それが地域活性化につながるというものです。そういった種類の広告については、一般の道路でも国道・県

道・市道、そういったところでも出せるように、道路法上は問題ないという、出すことを禁止するものではないというお答えもいただいておりますが、現実には、各種の道路管理者の方のところに行きますと、実は、そういう広告は余り出せないというような見解を示されて、断られることがあるという話です。そういった広告についても、もっと一般に出しやすくするようなガイドラインを策定してほしいという要望が来ております。是非その辺はこういったまちづくりのための広告を、もっと商業的にアピールするような企業広告をいただけるような形を進めるべく、ガイドラインをつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

木下室長 ガイドラインという言い方なのか許可基準という言い方なのかは、それほど大きな違いはないのかもしれませんが、やる以上は、地域活性化に関連する屋外広告物がうまく回るように、そのためにやるわけですから、許可基準をわかりやすい形としてつくりたいと思っております。

米田委員 ということで、例えば、公共広告のスペースについては、もっと少なくする、商業広告のみでもよいような広告も含めて検討いただきたいと思っておりますが、いかがですか。

木下室長 そこはいろいろ聞いてみて、私どもまだこの件について具体的にこういったものにするというのを決めているわけではありませんので、その許可基準をつくるに当たりましては、いろいろ情報を集めて、いろいろな人からもお話を聞いた上で考えていきたいと思っております。

川上主査 問いの のところで、答えが「直轄国道において、一定の広告物の占用について特例的な取扱い」ということになっておりますが、まず、これは、一般的にこういう、私はこういうのに関してはよくわからない点が多いんですが、こういう広告をまちで出したいという場合は、例えば町道とか、市道とか、そういうところ、商業地域というところで、国道でないところが多いと思うんですが、その「国道において」と書いていますが、そういう市道とか市町村道、あるいは県道、こういうところにおいてはいかがでしょうか。

木下室長 まず、国道なり都道府県なり市町村道いろいろありますけれども、それぞれ直轄国道でしたら国が管理いたしますし、都道府県でしたら都道府県が管理いたしますし、市町村道でしたら市町村が管理するわけで、それぞれの道路管理者が別々にございます。その占用許可事務というのは、それぞれの道路管理者がそれぞれの道路状況などを踏まえて、それぞれが許可することになっております。

ここでわざわざ直轄国道と書いてありますのは、国としては、自分が管理している道路管理者としての直轄国道についての基準をつくって、このことについて、可能とする方向で検討していきますということなんですが、都道府県道なり市町村道なりは、道路管理者が別でございますので、国でつくる基準について、それを都道府県なり市町村なりに周知して、国ではこんなことをやるので、それで同じようなことをやったらどうですかということとは言えます。

川上主査 その指導ということはやれるということですね。

木下室長 国がやるからそのとおりということはできないですけれども、周知するという事はできるということです。

川上主査 徹底はわかりませんが、ということですね。

木下室長 そうですね。

川上主査 それと、「特例的な取扱いを可能とする方向」、これはどういうことでしょうか。

木下室長 一般的には道路というのは、国民の税金でつくられているものですので、その一部分を使って、特定企業なり特定私人が継続的、永続的に、自分のためだけに使うというのは好ましくはないのです。この点は御異論なからうかと思えます。今回のように、ある特定の企業の商業広告を認めることとなれば、それについては特例的な取り扱いといったことになろうかという意味で、こういう言葉遣いを使っております。

川上主査 原則として、OKなのか、原則として不可なのかのということに関してはいかがでしょうか。どちらの方向でしょうか。

木下室長 それはそれぞれ、ケース・バイ・ケースとしか言いようがございません。ただ、商業利用については、それについては認めないという道路管理者があったとしても、それは合理的ではないとか、おかしいとか、ということではないと思えます。川上主査 わかりました。まちづくりということに対する要するに資金援助というかそういうふうな広告収入を目的とするということに関しては進めるべきだと私も考えるわけですが、その辺いかがですか。

木下室長 冒頭申し上げましたけれども、占用については、目的とか公共性とかを勘案して許可をするわけですので、今回のように地域活性化に資するものだということが十分に制度上枠組みがつくれれば、それについては進められるような方向で検討していきたいといったことを申し上げております。

川上主査 特例的といったら、何か非常に特殊な場合だけOKというような感じがするわけですよ。原則だめですよというような言い方に何となく聞えるんですね。これで見ると恐らく市町村も特例的だと言ったら、余りOKしないのではないかというような、例えば、そういう指導をされてもですね。

木下室長 そのために、わかりやすい基準をつくりましょうということを申し上げたつもりです。

川上主査 わかりました。そういうわかりやすい基準をつくって指導しましょうと、そういうことですね。

木下室長 周知しましょうということです。

米田委員 わかりやすい基準をつくられるときには、各地から多くの要望が規制改革会議に寄せられておりますので、なるべく企業の方が広告を出しやすいような環境整備には是非努めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願います。

木下室長 地域活性化等に資するという枠組みの下でということになりますけれども、いろいろお話を伺った上で、こちらも検討していきたいと思っております。

米田委員 広告媒体につきましても、いろいろなフラッグを立てますとか、屋上看板ですとか、いろいろ道路にはみ出したということもありますが、その辺も柔軟に扱っていただくべく、ガイドラインをつくっていただきたいと希望しております。

木下室長 道路サイドだけの話でもありませんので、いろいろなところとも相談いたしまして、考えていきたいと思っております。

川上主査 小田原委員どうぞ。

小田原委員 基準を考えていただくということで大変うれしいんですけども、実施主体がNPOとか商店街とかいろいろあるわけですけども、そういうものから可能な限り広げてほしいという要望があるんですけども、そういうような形で考えていただけないかというふうに考えていてよろしいですか。

木下室長 これから検討ですので、どの程度までお考えでおられるのかちょっとわからないんですけども。

小田原委員 いわゆる企業というか商店会とか、あるいはまちづくりの会社とか、そういうようなことも含めて。

木下室長 それは検討することになるかと思えます。

川上主査 それでは、今日はどうもありがとうございます。では、改めてまた案文を出しますので、それについてまた改めてお答えいただければと思います。

今日は、わざわざありがとうございます。

(国土交通省関係者退室)